経営承継に関する資金が必要な方に！

経営承継関連保証

中小企業における経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに対し、中小企業者への融資に対する保証を行うことにより、経営の承継の円滑化を図り事業活動の継続を支援すべく創設された制度です。

限度額	2億8千万円
保証期間	運転10年、設備15年
保証料率	年0.45%～1.90%
融資利率	金融機関所定
担保・保証人	（担保）必要に応じて　　（保証人）原則、法人代表者以外は不要
備考	・責任共有制度対象　・中小企業会計割引適用あり
必要書類	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成20年省令第63号）の規定による経済産業大臣の認定書等

申込人資格要件

次の（１）又は（２）に該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成２０年法律第３３号）第１２条第１項の規定による経済産業大臣の認定を受けた方を対象としています。

（１）　会社である中小企業者（金融商品取引法第２条第１６項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第６７条の１１第１項の店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。以下「申込人」という。）であって、次の①から⑥までのいずれかの事由が生じていると認められること。

① 当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること。

② 当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること。

③ 当該申込人の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の３月間における当該申込人の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前事業年度の同時期の３月間における売上高等の１００分の８０以下に減少することが見込まれる（している）こと。

④ 仕入先（当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が１００分の２０以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

⑤ 取引先金融機関（預金保険法（昭和４６年法律第３４号）第２条第１項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和４８年法律第５３号）第２条第１項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該申込人の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合が１００分の２０以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）との取引に係る支障が生じたこと。

⑥ その他諸費用が生じたこと。

（２）　個人である中小企業者であって、次の①から⑦までのいずれかの事由が生じていると認められること。

① 当該中小企業者以外の者が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。

② 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

③ 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の３月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の３月間における売上高等の１００分の８０以下に減少することが見込まれる（している）こと。

④ 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

⑤ 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

⑥ 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事審判法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。

イ）当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割

ロ）当該個人が有する事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償

⑦ その他諸費用が生じたこと。

お問い合わせ先　業務部保証課　TEL　077(511)1321・1322・1324

1月の保証概況

（単位：百万円・％）

区　分	当　月　中				年　度　累　計			
	件数	金額	対前年同月比		件数	金額	対前年同月比	
			件数	金額			件数	金額
保　証　申　込	585	6,982	96.2	97.9	7,894	96,149	94.8	91.0
保　証　承　諾	506	5,915	92.8	96.1	7,388	86,320	97.5	96.8
保証債務残高	—	—	—	—	30,192	296,196	97.7	97.0
代位弁済（元利）	15	115	27.8	16.4	421	4,578	90.7	84.7

保証申込

1月の保証申込は、件数で対前年同月比96.2％の585件、金額では同97.9％の69億82百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

年度累計は、件数で対前年同月比94.8%の7,894件、金額では同91.0％の961億49百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

保証承諾

1月の保証承諾は、件数で対前年同月比92.8％の506件、金額では同96.1％の59億15百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

年度累計は、件数で対前年同月比97.5％の7,388件、金額では同96.8％の863億20百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

保証債務残高

1月末の保証債務残高は、件数で対前年同月比97.7％の30,192件、金額では同97.0％の2,961億96百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

代位弁済

1月の代位弁済は、件数で対前年同月比27.8％の15件、金額では同16.4％の1億15百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

年度累計は、件数で対前年同月比90.7％の421件、金額では同84.7％の45億78百万円となり、件数、金額ともに前年実績を下回った。

TOPICS

平成25年1月末の保証利用企業者数は15,026先で、それぞれの企業の従業員総合計数は74,535人となりました。

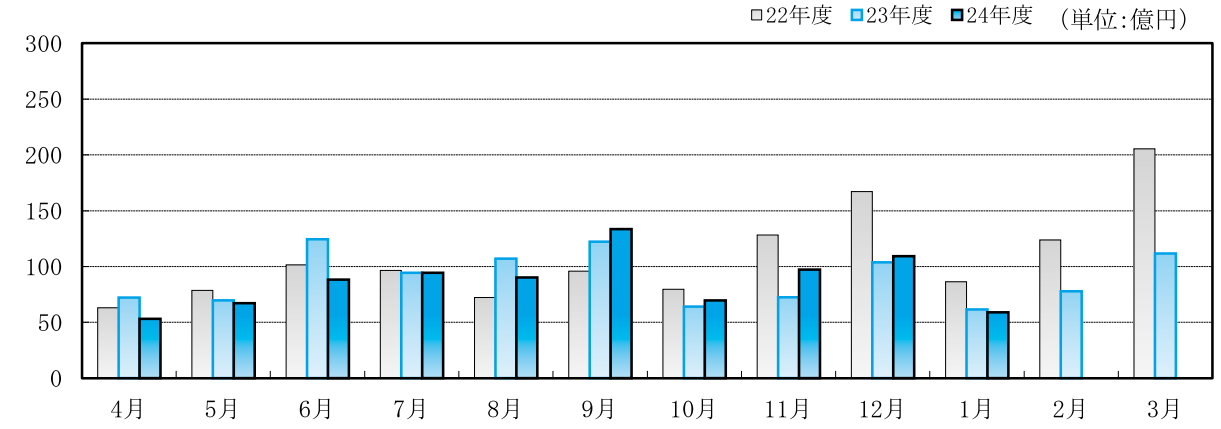
保証利用企業者数を従業員規模別でみると、5人以下の企業が12,489先（構成比83.1％）、5人超20人以下が1,826先（同12.2％）、21人以上が711先（同4.7％）となっています。

さらに、従業員数5人以下の企業の中でも事業主のみの先や家族従業員のみの先が6,216先（構成比41.4％）と零細企業の保証利用者が多いことが特徴といえます。

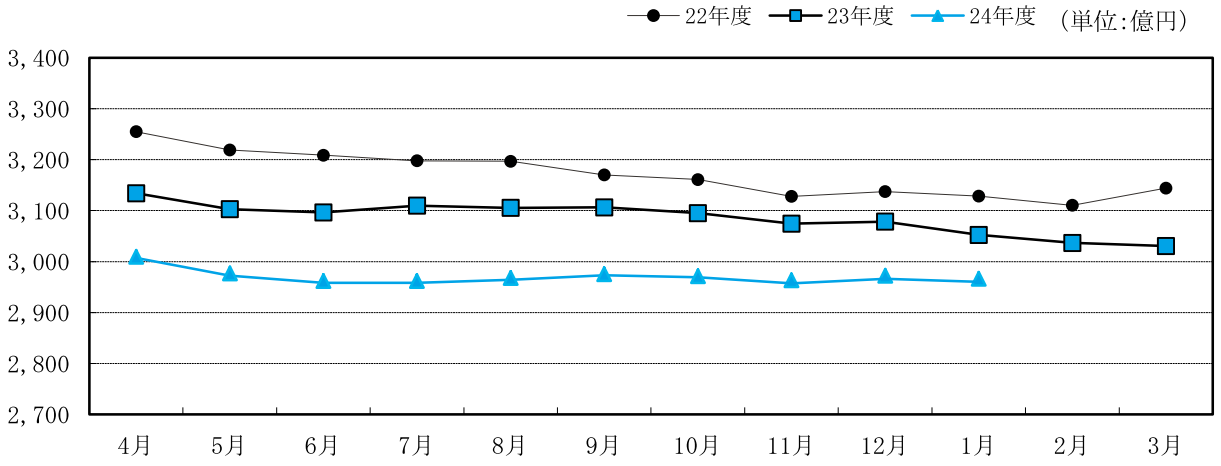
※従業員数には、事業主、事業主と生計を一にしている三親等内の親族、臨時雇用の従業員、法人の役員は含みません。

各表の金額は欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計欄と一致しないことがあります。

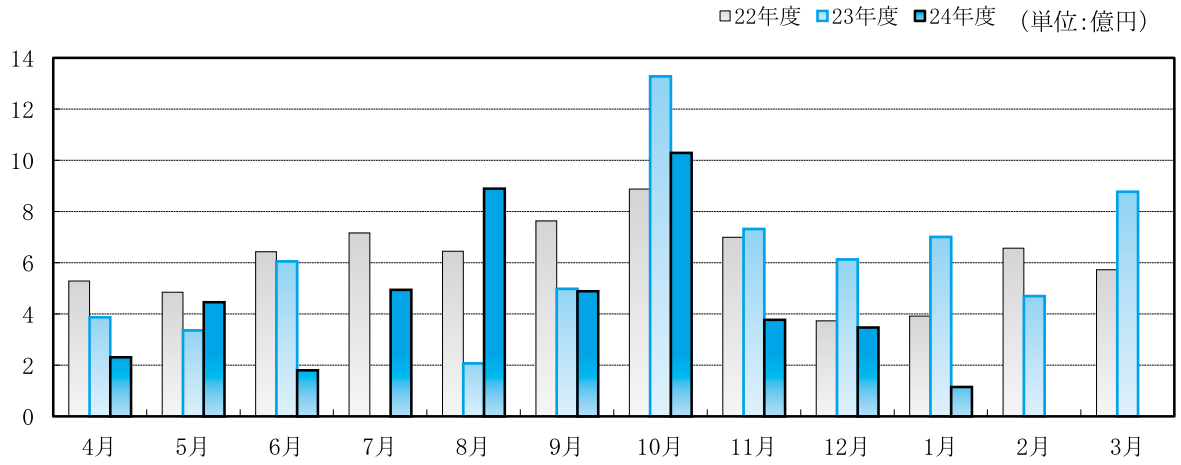
保証承諾の推移



保証債務残高の推移



代位弁済の推移



金融機関別保証状況（平成２５年１月）

（単位：百万円・％）

金融機関名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率 B/A
	当月中		年度累計							年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年同月比	件数	金額	対前年同月比	構成比	件数	金額	対前年同月比	
地方銀行	274	3,293	4,150	50,423	99.1	15,900	162,993	97.7	55.0	180	1,882	74.4	1.15
滋賀	260	3,026	3,943	47,678	100.6	14,845	152,143	98.0	51.4	172	1,862	78.3	1.22
大垣共立	2	38	41	585	114.2	235	2,791	90.2	0.9	0	0	—	—
福井	1	10	6	69	263.5	36	276	95.0	0.1	0	0	—	—
京都	11	219	160	2,091	72.8	781	7,719	95.2	2.6	8	20	13.4	0.26
近畿大阪	0	0	0	0	—	3	63	89.3	0.0	0	0	—	—
百五銀行	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—
第二地方銀行	56	785	1,096	17,114	95.0	5,295	61,903	95.8	20.9	111	1,295	82.7	2.09
関西アーバン	56	785	1,096	17,114	95.0	5,295	61,903	95.8	20.9	111	1,295	82.7	2.09
信用金庫	143	1,380	1,761	15,057	91.6	7,405	57,702	96.6	19.5	115	1,233	111.3	2.14
京都	30	338	315	4,127	98.6	1,450	15,924	96.9	5.4	30	402	109.6	2.52
湖東	23	195	315	1,891	89.0	1,406	8,166	94.1	2.8	24	136	200.2	1.66
滋賀中央	62	492	751	5,889	97.5	2,771	20,044	95.7	6.8	49	610	114.5	3.05
長浜	20	217	321	2,474	73.8	1,499	11,164	98.9	3.8	8	64	72.1	0.57
京都中央	8	140	57	642	87.0	274	2,350	98.4	0.8	4	21	41.1	0.91
北伊勢上野	0	0	2	33	—	5	53	221.8	0.0	0	0	—	—
信用組合	31	431	344	2,606	94.0	1,382	9,127	98.3	3.1	12	74	47.5	0.81
滋賀県	31	431	343	2,603	94.9	1,376	9,055	98.3	3.1	12	74	47.5	0.82
滋賀県民	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—
近畿産業	0	0	0	0	—	4	67	92.1	0.0	0	0	—	—
京滋	0	0	1	3	—	2	5	176.8	0.0	0	0	—	—
都市銀行	1	15	18	744	77.2	137	3,429	87.3	1.2	2	80	609.2	2.32
みずほ	0	0	6	400	122.0	37	1,194	119.4	0.4	0	0	—	—
りそな	0	0	5	196	73.3	28	792	92.5	0.3	0	0	—	—
三菱東京ＵＦＪ	0	0	0	0	—	38	787	57.4	0.3	2	80	—	10.11
三井住友	1	15	7	148	83.6	34	656	93.7	0.2	0	0	—	—
政府系金融機関	1	10	19	376	333.1	73	1,042	122.7	0.4	1	14	40.7	1.37
商工組合中央金庫	1	10	19	376	333.1	71	1,041	122.8	0.4	1	14	40.7	1.37
日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）	0	0	0	0	—	2	1	82.9	0.0	0	0	—	—
日本政策金融公庫（旧中小企業金融公庫）	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—
農協系金融機関	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—
その他の金融機関	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—
合計	506	5,915	7,388	86,320	96.8	30,192	296,196	97.0	100.0	421	4,578	84.7	1.55

制度別保証状況（平成２５年１月）

（単位：百万円・％）

制度名		保証承諾 当月中 件数	保証承諾 当月中 金額	保証承諾 年度累計 件数	保証承諾 年度累計 金額	保証承諾 年度累計 対前年同月比	保証債務残高（A） 件数	保証債務残高（A） 金額	保証債務残高（A） 対前年同月比	保証債務残高（A） 構成比	代位弁済（B） 年度累計 件数	代位弁済（B） 年度累計 金額	代位弁済（B） 年度累計 対前年同月比	代弁率 B/A
一般・協会制度保証		317	3,007	4,092	40,244	125.3	10,851	88,101	106.0	29.7	131	947	77.6	1.08
一般保証		195	2,298	2,425	27,530	132.1	5,460	54,201	114.8	18.3	74	618	73.7	1.14
提携保証		34	291	487	6,134	91.9	2,213	18,739	90.1	6.3	31	184	65.2	0.98
小口零細企業保証		8	25	123	330	71.1	521	917	87.5	0.3	11	22	223.5	2.39
ゴー・アップ関連		（平成18年度、19年度、20年度実施）					261	1,448	56.1	0.5	6	38	60.4	2.60
エコ・サポート保証		6	34	62	243	131.9	293	816	101.6	0.3	1	2	19.6	0.24
ＢＣＰ推進保証		0	0	0	0	—	1	30	84.4	0.0	0	0	—	—
カードローン根保証		46	169	589	2,301	80.7	1,577	6,034	91.0	2.0	7	36	191.6	0.60
当座貸越根保証		5	77	49	1,102	117.7	141	2,490	94.8	0.8	1	48	—	1.93
やくしん保証		0	0	0	0	—	47	1,038	82.8	0.4	0	0	—	—
商手割引根保証		0	0	2	81	98.8	2	81	94.7	0.0	0	0	—	—
予約保証		0	0	0	0	—	1	3	95.7	0.0	0	0	—	—
グランドアップ		23	114	348	2,334	—	326	2,110	0.0	0.7	0	0	—	—
経営力強化保証		0	0	7	188	—	7	186	0.0	0.1	0	0	—	—
その他		0	0	0	0	—	1	8	93.2	0.0	0	0	—	—
保険連動制度保証		33	864	707	13,286	56.9	7,201	94,206	83.2	31.8	192	2,802	90.4	2.97
特別小口保証		0	0	2	6	196.7	5	6	105.4	0.0	0	0	—	—
海外投資関係保証		0	0	1	15	—	4	136	88.7	0.0	0	0	—	—
経営安定関連保証		31	628	674	11,474	81.1	6,700	81,440	82.1	27.5	184	2,727	93.7	3.35
経営革新関連保証		0	0	0	0	—	3	103	97.9	0.0	0	0	—	—
創業等関連保証		0	0	0	0	—	27	79	72.8	0.0	0	0	—	—
創業関連保証		0	0	1	8	53.3	10	47	95.9	0.0	0	0	—	—
再挑戦支援保証		0	0	0	0	—	1	5	87.2	0.0	0	0	—	—
特定社債保証		1	160	18	1,344	176.8	76	4,832	100.5	1.6	0	0	—	—
流動資産担保融資保証		1	76	10	429	88.9	13	650	86.5	0.2	0	0	—	—
異分野連携新事業分野開拓関連保証		0	0	0	0	—	5	69	98.6	0.0	0	0	—	—
地域産業集積関連保証		0	0	0	0	—	1	132	92.9	0.0	0	0	—	—
金融安定化特別保証５制度		（平成13年3月31日廃止）					64	336	78.9	0.1	2	17	11.6	5.06
東日本大震災復興緊急保証		0	0	1	10	0.1	292	6,371	86.7	2.2	5	43	—	0.68
その他		0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	1	14	—	—
滋賀県制度保証		154	2,031	2,527	32,572	97.3	11,484	112,744	105.1	38.1	80	780	75.5	0.69
経営支援資金	一般枠	1	15	53	315	72.1	394	1,197	82.7	0.4	4	9	136.5	0.74
	小規模企業者枠	14	30	271	1,137	156.8	765	2,104	143.3	0.7	8	30	632.6	1.44
	小規模企業者つなぎ枠	0	0	2	4	—	6	5	53.7	0.0	1	1	—	9.57
セーフティネット資金	新規枠	38	377	773	7,474	84.6	5,160	37,827	96.7	12.8	16	64	80.6	0.17
	借換枠	50	1,211	917	19,882	113.3	3,910	61,327	109.6	20.7	37	473	83.1	0.77
政策推進資金	経営革新枠	1	10	5	112	236.3	54	812	86.3	0.3	1	21	51.2	2.63
	特定産業枠	0	0	3	14	—	13	80	86.0	0.0	1	6	—	7.44
	再生支援枠	2	26	14	375	149.9	58	1,460	108.7	0.5	8	160	62.2	10.96
	ＣＯ2排出量削減枠	0	0	0	0	—	4	24	89.2	0.0	0	0	—	—
	雇用支援枠	0	0	0	0	—	1	23	78.9	0.0	0	0	—	—
	省エネ	13	95	45	346	—	30	228	0.0	0.1	0	0	—	—
	ＢＣＰ枠	（平成20年3月31日廃止）					1	2	68.8	0.0	0	0	—	—
	中心市街地枠	（平成20年3月31日廃止）					1	1	26.5	0.0	0	0	—	—

制度名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率
	当月中		年度累計							年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年同月比	件数	金額	対前年同月比	構成比	件数	金額	対前年同月比	B/A
短期事業資金（通常枠）	15	112	246	1,311	101.7	128	741	93.4	0.3	1	8	—	1.09
開業資金 創業枠	8	35	90	467	115.3	523	1,506	106.2	0.5	2	7	12.9	0.48
開業資金 成長枠	0	0	4	9	26.1	21	58	81.2	0.0	0	0	—	—
経済特別振興資金 創造枠	（平成23年3月31日廃止）					2	15	93.3	0.0	0	0	—	—
経済特別振興資金 自律枠	（平成23年3月31日廃止）					3	5	21.1	0.0	0	0	—	—
原油・原材料高騰緊急対策資金（借換枠）	（平成21年3月31日廃止）					2	10	66.0	0.0	0	0	—	—
緊急経済対策資金(新規枠)	9	51	37	268	104.5	68	527	220.5	0.2	0	0	—	—
緊急経済対策資金(借換枠)	2	30	65	778	110.1	182	1,888	163.1	0.6	0	0	—	—
滋賀の新しい産業づくり促進資金	0	0	0	0	—	22	149	78.0	0.1	0	0	—	—
公害関連2制度	0	0	0	0	—	2	5	62.4	0.0	0	0	—	—
中小企業金融円滑化促進資金	（平成15年3月31日廃止）					11	172	91.5	0.1	1	1	—	0.72
特別経済対策資金	（平成15年3月31日廃止）					12	14	22.7	0.0	0	0	—	—
立地促進資金保証	0	0	0	0	—	1	56	97.5	0.0	0	0	—	—
震災緊急対策資金（新規枠）	1	40	2	80	5.3	65	1,340	98.6	0.5	0	0	—	—
震災緊急対策資金（借換枠）	0	0	0	0	—	45	1,166	93.7	0.4	0	0	—	—
市町制度保証	2	13	62	218	91.7	656	1,145	70.9	0.4	18	49	91.3	4.26
市町小口簡易資金	2	13	62	218	91.7	656	1,145	70.9	0.4	18	49	91.3	4.26
合計	506	5,915	7,388	86,320	96.8	30,192	296,196	97.0	100.0	421	4,578	84.7	1.55

業種別保証状況（平成２５年１月）

（単位：百万円・％）

業種名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率
	当月中		年度累計							年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年同月比	件数	金額	対前年同月比	構成比	件数	金額	対前年同月比	B/A
製造業	76	1,108	1,221	18,395	100.5	5,758	70,819	96.6	23.9	75	942	88.2	1.33
農林漁業	0	0	11	71	95.1	42	258	100.6	0.1	0	0	—	—
鉱業	0	0	3	76	46.9	35	734	82.3	0.2	0	0	—	—
建設業	191	2,077	2,507	24,947	88.7	8,308	74,660	95.1	25.2	171	2,140	113.4	2.87
卸売業	26	308	512	7,409	95.3	2,093	25,421	98.6	8.6	13	141	37.6	0.55
小売業	65	650	1,243	12,430	101.6	5,317	44,622	96.9	15.1	74	587	57.1	1.32
飲食店	22	130	354	2,658	88.5	1,895	12,360	96.9	4.2	12	52	25.3	0.42
運送倉庫業	14	347	195	3,439	90.2	1,024	14,349	95.7	4.8	19	284	198.8	1.98
サービス業	78	867	1,024	11,219	99.9	4,659	39,405	99.6	13.3	46	364	64.2	0.92
不動産	17	296	257	5,152	118.2	944	12,947	101.5	4.4	6	33	24.8	0.26
その他の産業	17	133	61	526	476.1	117	621	189.6	0.2	5	35	—	5.65
合計	506	5,915	7,388	86,320	96.8	30,192	296,196	97.0	100.0	421	4,578	84.7	1.55

市町別保証状況（平成２５年１月）

（単位：百万円・％）

市町名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率 B/A
	当月中		年度累計							年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年同月比	件数	金額	対前年同月比	構成比	件数	金額	対前年同月比	
大津市	95	1,448	1,263	15,640	98.7	5,657	56,895	94.8	19.2	111	1,184	128.3	2.08
彦根市	52	547	684	8,834	124.4	2,680	26,165	99.3	8.8	30	287	64.6	1.10
長浜市	46	490	825	9,130	82.4	3,222	31,820	99.4	10.7	28	196	60.9	0.62
近江八幡市	30	333	453	5,156	83.1	1,884	18,561	93.9	6.3	32	231	79.3	1.24
草津市	54	506	584	7,019	96.0	2,237	22,523	98.5	7.6	25	359	126.7	1.59
守山市	20	135	407	4,700	102.4	1,462	14,237	98.2	4.8	8	73	12.3	0.51
栗東市	19	327	330	4,807	80.9	1,340	15,955	96.0	5.4	27	425	159.4	2.66
甲賀市	35	485	538	5,315	91.5	2,328	21,421	97.5	7.2	13	116	18.9	0.54
野洲市	11	102	261	2,992	88.4	1,046	10,547	100.5	3.6	9	127	55.7	1.20
湖南市	25	316	266	4,137	100.2	1,190	13,090	95.1	4.4	14	280	69.9	2.14
高島市	24	281	389	4,168	97.2	1,559	14,813	97.1	5.0	23	302	497.4	2.04
東近江市	45	316	688	7,029	103.5	2,781	25,057	96.0	8.5	64	646	100.9	2.58
米原市	12	190	182	2,220	110.2	811	7,533	98.9	2.5	5	12	26.7	0.16
日野町	10	58	118	802	84.0	465	3,218	97.1	1.1	4	13	15.9	0.41
竜王町	7	127	83	908	120.4	333	2,861	99.3	1.0	1	1	—	0.02
愛荘町	6	106	142	1,726	112.6	553	5,906	97.5	2.0	26	327	342.3	5.53
豊郷町	7	20	55	498	141.7	205	1,763	98.8	0.6	0	0	—	—
甲良町	4	59	58	590	90.7	217	2,055	98.3	0.7	1	1	11.1	0.04
多賀町	4	72	62	648	147.8	222	1,777	98.5	0.6	0	0	—	—
合計	506	5,915	7,388	86,320	96.8	30,192	296,196	97.0	100.0	421	4,578	84.7	1.55



市町別小口簡易資金保証状況（平成２５年１月）

（単位：百万円・％）

市町名	保証承諾					保証債務残高（A）				代位弁済（B）			代弁率 B/A
	当月中		年度累計							年度累計			
	件数	金額	件数	金額	対前年同月比	件数	金額	対前年同月比	構成比	件数	金額	対前年同月比	
大津市	0	0	25	89	105.2	194	324	79.6	28.3	7	11	78.2	3.28
彦根市	0	0	3	11	440.0	32	61	76.8	5.4	0	0	—	—
長浜市	0	0	0	0	—	28	47	68.6	4.1	0	0	—	—
近江八幡市	0	0	1	3	79.5	35	70	69.1	6.1	1	2	87.1	3.01
草津市	0	0	2	6	18.0	36	82	75.6	7.2	1	4	74.4	4.91
守山市	0	0	0	0	—	18	29	43.0	2.6	1	6	1,336.1	21.54
栗東市	0	0	1	8	150.0	21	44	72.9	3.9	0	0	—	—
甲賀市	1	10	10	40	196.7	78	130	67.7	11.3	1	1	22.1	0.54
野洲市	0	0	0	0	—	15	34	59.3	2.9	0	0	—	—
湖南市	0	0	0	0	—	9	10	47.7	0.9	0	0	—	—
高島市	0	0	0	0	—	25	34	48.5	3.0	1	5	—	15.27
東近江市	1	3	15	51	282.3	96	160	76.3	14.0	4	16	145.6	10.05
米原市	0	0	1	5	—	11	20	84.8	1.7	0	0	—	—
日野町	0	0	3	4	12.1	38	62	66.4	5.4	1	3	282.2	4.46
竜王町	0	0	1	1	25.0	5	11	108.7	1.0	0	0	—	—
愛荘町	0	0	0	0	—	6	6	45.8	0.5	0	0	—	—
豊郷町	0	0	0	0	—	0	0	—	0.0	0	0	—	—
甲良町	0	0	0	0	—	4	6	53.7	0.5	1	1	—	14.30
多賀町	0	0	0	0	—	5	14	71.6	1.2	0	0	—	—
合計	2	13	62	218	91.7	656	1,145	70.9	100.0	18	49	91.3	4.26



金融機関の皆様へ

ホームページの金融機関専用ページに

『金融機関向けよくある質問Q＆A』を公開しました。

日頃、金融機関の皆様からよくいただく質問をＱ＆Ａ形式でまとめました。
当協会ホームページで公開していますので、ぜひご活用ください。

【内　容】
1. 新規保証申込時
2. 条件変更申込時
3. 信用保証委託契約締結時
4. 保証決定に関すること
5. 担保に関すること
6. 議事録、定款に関すること
7. 諸報告書に関すること
8. 団信に関すること

当協会のホームページは、下記からアクセス！！

http://www.cgc-shiga.or.jp　または、　滋賀県信用保証協会　検索

お問い合わせ先　　業務部保証事務課　　TEL　077 (511) 1325

経営力強化保証制度

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関（※1）と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として創設された保証制度です。金融面だけでなく、経営の状態を改善する取り組みを強力にサポートします！

申込資格要件	金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者。
保証限度額	２億８，０００万円（組合　４億８，０００万円）
保証期間	【一括返済の場合】　１年以内 【分割返済の場合】　運転５年以内、設備７年以内 ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は、１０年以内。 なお、据置期間はそれぞれ１年以内。
保証料率	【責任共有制度対象の場合】　年０．４５～１．７５％ 【責任共有制度対象除外の場合】　年０．５　～２．０　％ 原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用。（※2、※3）
融資利率	金融機関所定
担保・保証人	（担保）必要に応じて徴求　　（保証人）原則、法人代表者以外は不要
備考	中小企業者の方は四半期に１回、計画の実行状況を金融機関に報告をしていただきます。金融機関は認定経営革新等支援機関と連携し、計画の策定や経営支援を行うものとします。

※1　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 17 条第１項（平成 24 年８月 30 日施行）の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。
※2　貸借対照表を作成していない等により、信用保証協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます。
※3　特別な理由なく金融機関に対する四半期毎の報告を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いただく場合があります。

平成25年2月8日からの
経営安定関連保証制度（セーフティネット保証）5号の指定業種について

平成 24 年 11 月からの指定業種は細分類（686 業種）となっていましたが、このたび指定業種が追加指定されることになりましたので、お知らせします。

1. **追加指定業種**　細分類番号 5511 家具・建具卸売業
2. **指 定 期 間**　平成 25 年 2 月 8 日～平成 25 年 3 月 31 日
3. **指 定 業 種**　細分類（687 業種）

平成25年3月末で、取扱終了予定の保証制度があります！

1. 東日本大震災復興緊急保証＆【県】震災緊急対策資金保証

東日本大震災によって、著しい被害を受けた中小企業者の経営安定に必要な資金を助成するために設けられた保証制度です。

	東日本大震災復興緊急保証	震災緊急対策資金保証（新規枠）	震災緊急対策資金保証（借換枠）
保証限度額	2 億 8 千万円 （組合　4 億 8 千万円）	8 千万円	2 億円（増額分を含む）
保証期間	10 年以内 （据置 2 年以内）	運転・設備それぞれ 10 年以内（据置 2 年以内）	10 年以内 （据置 2 年以内）
融資利率	金融機関所定	1.1%	1.6%
保証料率	0.8%	0.8%	0.8%
担保・保証人	（担保）必要に応じて徴求	（保証人）原則、法人代表者以外は不要	
備考	・責任共有制度対象外	・中小企業会計割引あり	

対 象 者

東日本大震災により被害を受けた中小企業者または協同組合等で次のいずれかに該当する方

（1）東日本大震災により影響を受け、次の各号に該当するものとして市町村長の認定を受けた方
- ① 被災区域内に事業所を有し、震災の影響により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
- ② 被災区域内の事業者と取引関係があり、震災による取引先の店舗の閉鎖、事業の縮小等により震災後最近3か月の売上高が前年同期比10%以上減少している事業者
- ③ 震災に起因する契約解除等の影響を受け、震災後最近3か月の売上高が前年同期比15%以上減少している事業者

※①～③について、震災後3か月の売上高が確定していない場合は、1か月の実績と2か月の見込みでも可。

※②③は、市町村で認定を受ける際に、震災との因果関係がわかる理由書が必要。

（2）東日本大震災により直接被害を受けた事業者（原発事故にかかる警戒区域内に事業所を有する事業者を含む。）